

利用約款 重要事項説明書

【認知症対応型共同生活介護】

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

グループホーム宮内温泉ひまわり

認知症対応型共同生活介護利用約款

(介護予防認知症対応型共同生活介護利用約款)

(約款の目的)

第1条 グループホーム宮内温泉ひまわり（以下「当施設」という。）は、要介護状態、要支援2と認定され、認知症の状態にある入居者（以下単に「入居者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスを提供し、一方、入居者及び入居者の身元を保証する者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、入居者が認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 入居者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 入居者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てるものとします。但し、入居者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者）であること
- ② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、入居者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、入居者と連帯して支払う責任を負うものとします。

(入居者からの解除)

第4条 入居者及び身元引受人は、当施設に対し、退居の意思表示をすることにより、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

(当所からの解除)

第5条 当施設は、入居者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- ① 入居者が要介護認定において自立又は要支援1と認定された場合
- ② 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 入居者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合
- ④ 入居者が、当施設、当施設の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 入居者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの対価として、グループホームひまわり利用料金をもとに計算された月ごとの合計額及び入居者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、入居者の経済状

態等に変動等があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、毎月10日前後に、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、入居者及び身元引受人が指定する送付先に対し、送付若しくは手渡しをして、入居者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を口座振替にて支払うものとし、受付で支払い又は銀行振込場合は、その月の末日まで支払うものとする。

(記録)

- 第7条 当施設は、入居者の認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
- 2 当施設は、入居者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（入居者の代理人を含みます。）に対しては、入居者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として入居者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合、管理者は主治医と相談し、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の管理者がその様態及び時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

(秘密の保持)

- 第9条 当施設とその職員は、業務上知り得た入居者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、入居者及び身元引受人から、予め同意を得た上で行うこととします。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、入居者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(重度化した場合に関する指針)

- 第10条 入居者が身体的・精神的に重度化した場合は、主治医や提携医療機関との適切な判断等により関連医療機関と連携を図り、対応する。
- 2 グループホーム宮内温泉ひまわり利用期間中に医療機関入院された場合における料金は、家賃のみとする。
 - 3 入院期間が2週間を超え身体的精神的に悪化し長期に渡る場合は入居者及び身元引受人と共に話し合い、当法人グループ（医療法人みやうち）及び他の医療機関と調整し総合的に判断し、対応するものとする。

(看取りに関する指針)

- 第11条 当施設では、その人がその人らしく最後を迎えられるよう、本人の意思を尊重し、家族の心身の負担に配慮して、本人・家族の意向に沿った支援を行います。本人及び家族から看取りを希望された場合は、主治医の診断（医学的に回復不能な状態と判断したとき）に伴い、看取りの説明を行い、十分に納得された上で対応させていただきます。尚、看取りケアについては、状態の変化に応じて家族、主治医、看護師、相談員、当施設職員が誠意を持って取り組みます。

(緊急時の対応)

- 第12条 当施設は、入居者に対し、受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、入居者に対し、当施設における認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入居利用中に入居者の心身の状態が急変した場合、当施設は、入居者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第13条 入居者及び身元引受人は、当施設の提供する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスに対しての要望又は苦情等について、管理者に申し出ることができます。（別紙2参照）

(賠償責任)

- 第14条 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、入居者が損害を被った場合、当施設は、入居者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 入居者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、入居者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(事故発生時の対応)

- 第15条 入居利用中に入居者に転落、転倒、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、必要に応じ病院等で治療、家族等への事故内容状況の報告、必要に応じ警察への連絡、及び保険者へ連絡します。

(高齢者虐待防止)

- 第16条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
- (1) 利用者に対する虐待防止に迅速かつ適切に対応するため虐待防止責任者を定め、必要な措置を講ずる。
 - (2) 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底し、ケアの質の向上を図る。また、関連する法律や規定の内容について研修等を通じて学び、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上を図る。
 - (3) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行う。
 - (4) 虐待が疑われる事例を発見した場合、市町等関係機関に報告する。
 - (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
 - (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行う。
 - (7) 虐待の防止に係る対策を検討するために委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
 - (8) 虐待防止のための指針を整備する。

(業務継続計画の策定等について)

- 第17条 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に

実施します。

- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

(利用契約に定めのない事項)

第18条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入居者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(別紙1)

グループホーム宮内温泉ひまわりのご案内
(重要事項説明書)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

法人名：医療法人みやうち

施設名：グループホーム宮内温泉ひまわり

開設年月日：平成22年4月1日

所在地：広島県廿日市市宮内字佐原田4215番地の1

電話番号：0829-30-6071 FAX番号：0829-38-2303

管理者：

介護保険指定番号：3492700103

(2) グループホーム宮内温泉ひまわりの運営方針

共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 施設の職員体制

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1名	業務の統括
計画作成担当者	1名	入居者の介護計画の作成
介 護 職 員	16名以上 (うち常勤2名以上)	入浴、排泄、食事等日常生活上の世話、機能訓練

※計画作成担当者と介護職員は兼務することがある。

(4) 入居定員等 定員：18名 個室：18室

2 サービス内容

- ① 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画の作成
- ② 入浴、排泄、食事、着替え等の介護その他生活上の世話
- ③ 機能訓練
- ④ 相談援助サービス
- ⑤ おむつの提供
- ⑥ 理美容
- ⑦ 行政手続代行
- ⑧ その他

※これらのサービスのなかには、入居者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

3 利用料金

別途資料(グループホーム宮内温泉ひまわり利用料金表)をご覧ください。毎月10日前後に、前月分の請求書を発行しますので、口座振替又は、その月の末日までに、受付で現金支払い、銀行振込にてお支払ください。

4 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- ・協力医療機関

名 称 廿日市野村病院

所在地 広島県廿日市市宮内字佐原田4209番地の2

- ・協力歯科医療機関

名 称 渡辺歯科

所在地 広島県廿日市市宮内782番地の2

- ・医療連携体制先

名 称 廿日市野村病院

所在地 広島県廿日市市宮内字佐原田4209番地の2

5 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会：面会時間 9:00～20:30

- ・外出・外泊：管理者の許可が必要ですので、前もって職員へお知らせ下さい。

6 非常災害対策

この施設の火災その他、非常事故を未然に防止し、万一災害が発生した場合、施設の被害を最小限度にするため、「医療法人みやうち防災規定」を定める。

7 事故発生時の対応

入居利用中に入居者に転落、転倒、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、必要に応じ病院等で治療、家族等への事故内容状況の報告、必要に応じ警察への連絡、及び保険者へ連絡します。

8 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して共同生活を送っていただくために、次の行為を禁止します。

- ① 施設の秩序、風紀を乱し、また安全衛生を害すること

- ② 指定した場所以外で火気を用いること。

- ③ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動

9 第三者評価

第三者評価実施の有無 : 有

実施した直近の年月日 : 2023年11月6日

実施した評価機関の名称 : 広島県シルバーサービス振興会

評価結果の開示状況 : 有

10 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。